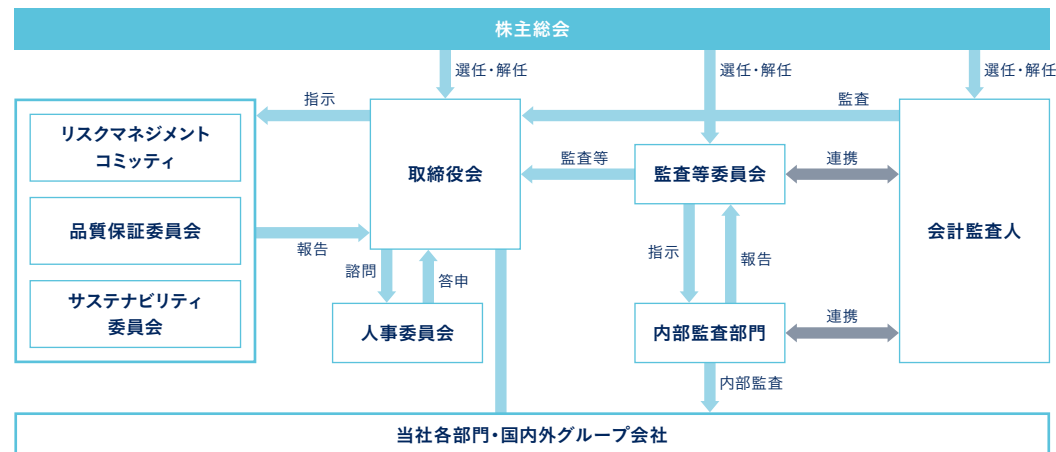


## コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

当社は、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切に、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。また、社会情勢の変化や健康に対する消費者ニーズの高まりといった昨今の事業環境の変化を踏まえ、ビジョンを「次世代の飲用体験を誰よりも先に創造し、人々のドリンクライフをより自然で、健康で、便利で、豊かなものにする」と定めています。株主及び投資家の皆様、お客様、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

## 当社のコーポレート・ガバナンス体制図



## 社外取締役の選任理由

監査等委員	独立役員	選任理由	2018年12月期の出席状況	
			取締役会	監査等委員会
井上 ゆかり	○	長年にわたる企業経営者としての豊富な実績と海外での職務経験等に基づく高い見識を有しているためです。	12回/15回	
内田 晴康	○	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しているためです。	15回/15回	14回/14回
増山 美佳	○	コーポレート・ガバナンス、人材・組織、M&A等の分野における豊富なコンサルティング経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しているためです。	15回/15回	14回/14回

## 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しています。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役（監査等委員）が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上

## コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、及び、内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を目的とするものです。



「コーポレート・ガバナンス体制の概要」のより詳しい情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/management/governance02.html>

## 実効性評価について

当社は、年に1回、取締役会の実効性について、全取締役による自己評価を実施しています。2018年には、取締役会の役割・構成・運営の適正性等の実効性の評価に加え、全取締役が各取締役の問題意識を把握する機会とするため、当社の経営上の重要課題に関する現状認識、今後議論すべきと考える事項についても、記名式で、アンケート調査を実施しました。調査結果を踏まえ、2019年1月開催の取締役会において、2018年の取締役会の課題及びその対応方針について議論を行い、2017年の評価における課題であった経営計画に対する審議の充実について改善がみられたこと、中長期的な経営戦略・経営課題等の審議が年々充実してきていることが確認されるとともに、2019年に重点的に審議すべき中長期的な経営戦略・経営課題につき議論しました。今後も、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

## 役員報酬

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会決議において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない）、監査等委員の報酬限度額は、同定時株主総会決議において年額150百万円以内と定められています。

各取締役（監査等委員を除く）への報酬の配分については取締役会に、各監査等委員への報酬の配分については監査等委員の協議に一任しています。報酬額の明細は次のとおりです。

## (i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	
取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)	329	209	119	7
社外取締役(監査等委員を除く)	12	12	—	1
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)	46	28	18	1
社外取締役(監査等委員)	28	28	—	2

(注)使用人分の給与はありません。

## (ii) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の 総額(百万円)		報酬等の 総額 (百万円)
			基本報酬	賞与	
小郷三朗	取締役	提出会社	72	43	115

## (iii) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

業務執行取締役の報酬等は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)としており、その水準は、職責の別に応じて設定しています。また、賞与については、主として連結営業利益(一時的な収支を除く)を指標としてその金額を決定しています。

非業務執行取締役の報酬等は、原則として、基本報酬(月次・定額)のみとしています。常勤監査等委員につきましては、業績への寄与を勘案し、報酬等として基本報酬に加え賞与(年次・業績連動)を支払っています。また、賞与については、主として連結営業利益(一時的な収支を除く)を指標としてその金額を決定しています。

なお、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

## 親会社からの独立性の確保について

当社は、サントリーホールディングス株式会社を親会社として有しております。

当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、独立社外取締役を含む取締役会を中心とした独自の意思決定に基づき具体的な業務執行をしております。



コーポレート・ガバナンスの詳しい情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/management/governance.html>